

令和 7 年度
守谷市議会重点事業評価

守谷市議会

令和 7 年度守谷市議会事業評価に係る提言

担当分科会	決算予算特別委員会 総務教育分科会
事業名	児童クラブ運営事業（令和 7 年度当初予算：366,488 千円）
事業概要	放課後、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生を対象に児童の安心・安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る事業。 具体的には、各小学校に設置している公設児童クラブの運営業務を民間事業者へ委託し、平日の授業終了後から午後 7 時まで運営、土曜・長期休業期間及び学校振替休業日は午前 7 時 30 分から小学校ごとに整備した専用室において運営している。また、令和 4 年度からは民設クラブの補助制度をスタートしている。 【参考】令和 7 年度事業費：366,488 千円のうち 一般財源 210,214 千円
提言内容	現状の児童クラブ利用状況、他市事例を踏まえて、今後の児童クラブ運営に関して、以下三点を提言する。 (1) 児童数が増加傾向で、学校敷地内に児童クラブ専用棟を建設する余地のない黒内小学校については、学校施設（普通教室・特別教室を含む）を学校時間外に機能転換し、児童クラブとして活用することを望む。なお、現在、学校敷地から離れた場所（守谷中学校内及び中央公民館脇）に設置している児童クラブは可能な限り学校敷地内に移転する方向で学校・運営事業者と調整していただきたい。また、機能転換に当たって係る予算（備品費、セキュリティ対策費、人件費等）が運営事業者の負担にならないように配慮いただきたい。 (2) 黒内小学校以外の 8 小学校においても、今後児童クラブ専用棟のみでは待機児童が生じる可能性が懸念されるため、老朽化した専用棟の改修や増築ではなく、まずは、学校施設の利活

	用を優先的に検討することで、長期的な視点で予算縮減に取り組んでいただきたい。 (3) また、(1)(2)を推進するために、セキュリティ対策（施錠等）や全校共通の運用面のルールを整理することで、効率的な運営を望む。
--	--

担当課	
提言への 対 応	

対応への 分科会所感	
---------------	--

令和 7 年度守谷市議会事業評価に係る提言

担当分科会	決算予算特別委員会 都市経済分科会
事業名	空家等対策事業（令和 7 年度当初予算：3,679 千円）
事業概要	平成 27 年度に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策を実施、現在は第 2 次守谷市空家対策計画に基づいて特定空家の指導対応、その他空家の活用、空家バンクの設置を行っている。
提言内容	本事業において、特定空家の対策については役割を果たしていると考えるが、空家の予防・発生抑制、適切管理の促進、流通促進という観点が計画の中では十分であるとは言い難い。国の動向としても昨今、加速度的に法整備、ガイドラインの公表等の対策強化が行われていることから以下の提言をする。 (1) 現在の都市整備部単体での空家対策では特定空家への対応が主なものとなるため、部課横断的かつ相談窓口を設けることのできる組織体制の変更を検討すること。（部署の変更もしくは新規での空家対策課の設置） (2) 計画の中で示されていない空家の予防・発生抑制、流通促進に関する対策も視野に入れて空家対策を講じること。

担当課	
提言への対応	

対応への 分科会所感	
-----------------------	--

令和 7 年度守谷市議会事業評価に係る提言

担当分科会	決算予算特別委員会 保健福祉分科会
事業名	ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業 (令和 7 年度当初予算：18,906 千円)
事業概要	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等が、急病、事故等のため救助を必要とするときに通報するための緊急通報装置を貸与することで、緊急時の迅速な対応を整備し、安心して生活できる環境を整える。
提言内容	本事業において、利用者が緊急通報ボタンを押下及び安否確認センサーに 24 時間感知されないことで利用者等に安否確認を行うも確認がとれず救急通報に至った事案は、令和 6 年度に合計 10 件あり、大切な人命の救助に一定の役割を果たしている点は評価できる。 しかしながら、近隣市町村で実施されている同様のサービスと比較すると、本事業の費用対効果は高いとは言い難い。 これらを踏まえ、以下について提言する。 (1) 現在の委託先事業者との契約期間が今年度で満了を迎えるにあたり、サービスの質および費用対効果を総合的に勘案し、適切な委託先事業者の選定を行うこと。 (2) 現在、対象は 65 歳以上のひとり暮らし世帯に限られているが、障がい者世帯や日中独居世帯への対象拡大について検討すること。 なお、サービスの向上や対象者の拡大につながる場合においては、受益者負担についても一考の余地がある。 また、近年、高齢者宅を狙った犯罪が全国的に多発しており、それに対する市民の不安が増大していることを踏まえ、高齢者等が犯罪に遭遇した際の緊急通報対応の可能性についても別途検討すべきである。

担当課	
提言への 対 応	

対応への 分科会所感	
---------------	--